

【日本学生支援機構奨学金】 緊急採用・応急採用について

日本学生支援機構では、『家計を支えている方』の失職、所得の激減、病気若しくは死亡等で『家計が急変』したことにより、奨学金の貸与が緊急に必要な学生を対象に、**緊急採用**（第一種奨学金）および**応急採用**（第二種奨学金）の申込みを随時受け付けています。

特に、**災害救助法適用地域に居住する世帯**で、当該の災害により家計が急変（自宅が全損した、保護者の職場が甚大な被害を受けたため当面の収入の当てがない等）したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員を推薦することができます。（**罹災証明が必要**。各自治体の役所で発行してもらってください。）

該当する災害及び地域については、**【別紙】**を参照してください。

また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合がありますので、奨学金を希望される方は奨学金窓口にご相談ください。

緊急・応急採用で申込みをすることができるのは、災害による被害発生および家計急変事由の発生から『**1年以内**』の期間です。

緊急・応急採用について、詳しくは日本学生支援機構のHPで確認できます。

<日本学生支援機構HP 緊急採用・応急採用>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/kinkyu_okyu.html



相談・受付窓口

総合研究棟Ⅱ 1階 学務部学生支援チーム①番窓口
059-231-9061
menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

【掲示期間】 令和2年9月25日（または掲示内容の更新まで）

【別紙】

< は新着 >

災害の名称	対象となる地域【災害救助法適用地域】
R元. 9. 8 台風15号	東京都 島しょ大島町
R元. 9. 6 台風15号の影響による 停電	千葉県 千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町
R元. 8. 28 令和元年8月の前線に伴う大雨（九州豪雨）	佐賀県 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町